

令和8年10月2日

実習実施者
監理団体 各位

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課
厚生労働省海外人材育成担当参事官室
外国人技能実習機構

令和8年熊本地震で被災した外国人に係る資格外活動許可の取扱い
について

標記地震の影響で広域にわたって多大なる被害が発生しているところ、出入国在留管理庁において、令和9年1月27日までの間、同地震に起因して、一定の期間、本来活動に従事することが困難であり、当該期間経過後、所属機関での活動を再開することが見込まれる、技能実習生を含む就労の在留資格を有する外国人に対し、資格外活動許可を付与する特例措置を開始しました。

本取扱いの詳細については、出入国在留管理庁のホームページに掲載していますので、ご確認いただくとともに、本取扱いに係る具体的な手続については、最寄りの地方出入国在留管理官署へお問い合わせください。

なお、上記特例措置に係る資格外活動を行ったことで、技能実習の終期が変更となった場合、通常であれば中断のための手続及び再開のための手続が必要となります。

しかしながら、次の全ての要件を満たす場合には、特例的な取扱いとして、技能実習実施困難時届出書の提出及び技能実習計画に係る変更手続（変更認定の申請又は軽微変更の届出）は要しないものとします。

- ① 特例措置による資格外活動を行うこと。
- ② 変更後の技能実習計画の終期が当初の終期から3か月を超えないこと。
- ③ 元の実習実施者の下で技能実習を再開すること。

ただし、上記①から③までのいずれかの要件を満たさない場合には、当該取扱いの対象とはならず、通常どおり、技能実習計画の変更認定の申請その他必要な手続を行う必要がありますので、御留意願います。

添付物
案内用リーフレット

令和 8 年熊本地震の影響を受けて本来活動に従事することができない外国人の方へ資格外活動許可を付与する特例措置を実施しています

【特例措置の対象者】

次のいずれにも該当する方が対象となります。

① 今回の地震に係る災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）の適用を受ける市町村に住居地を有し就労の在留資格を有する方

② 一定の期間、今回の地震に起因して本来活動に従事することが困難であり、当該期間経過後、所属機関での活動を再開することが見込まれる方

※ 「一定の期間」とは、3 か月を超えない範囲を言います。

※ 当初予定していた期間内に事業所等の復旧作業が終わらなかったなど、元の所属機関での再開が困難であるやむを得ない事情がある場合には、再度、資格外活動許可を受けることが可能です。

【資格外活動許可の内容】

1 日について 8 時間以内の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動

【資格外活動許可の期限】

許可期限は、許可日から 3 か月となります。

ただし、許可期限が令和 9 年 1 月 2 7 日を超える場合は、同日が期限となります。

本特例措置の詳細については、出入国在留管理庁ホームページ

(https://www.moj.go.jp/isa/30_00158.html) をご覧ください

い。



令和8年熊本地震の影響で、しばらくの間、いまの会社で同じ
仕事で働くことができない人は、いまの会社で別の仕事やほかの
会社で働くための許可（※）をもらうことができる特別な対応を
しています（※）「資格外活動許可」といいます

【許可をもらうことができる人】

次のどちらにも当てはまる人が対象となります。

① 今回の地震で大きな被害を受けたところに住んでいて、働くための
在留資格を持っている人

② 今回の地震が原因で、しばらくの間、いまの仕事ができないが、しばらく
経ってから、いまの会社で同じ仕事でまた働くことを予定している人

※ 「しばらくの間」とは、3か月を超えない期間です。

※ また、ほかの会社で働くことができる手続きをした人でも、元の会社の事情で、決められた期間が終わるまでに
元の会社に戻る事ができなかった人は、もう一度、ほかの会社で働くことができます。

【許可の内容】

1日に8時間まで働くことができます

【許可の期限】

働くことができるのは、許可をもらった日から3か月間です。

ただし、許可をもらってから3か月後の日が、令和9年（2027年）1月27日
を超える場合は、この日が期限です。

詳しいことは、出入国在留管理庁のホームページ

(https://www.moj.go.jp/isa/30_00158.html)を見てください。

